

申請カード、拠点組織表、拠点形成計画調書等を提出する前に必ず読んでください！！

申請カード・拠点組織表に基づき、審査資料が作成されます。記入に当たっては、拠点形成計画調書の内容と照合・確認のうえ、誤りの無いようにしてください。誤記入、記入漏れ、あるいは不明瞭な点がある場合には、審査の対象外となったり、誤ったままの状態で審査に付されることとなりますので、十分にご注意ください。

事 項	留 意 内 容
申 請 金 額	事業内容等を勘案の上、1件当たり年間1千万円から5億円の範囲で、必要な経費に限定して申請すること。 (5億円を超える申請、1千万円を下回る申請は審査の対象から除外されます。)
重複申請の制限	次に該当する申請(拠点形成計画)は、審査の対象から除外されるので拠点リーダーは、十分注意すること。 ① <u>同一研究者が事業推進担当者として参画できる拠点形成に係る申請は1件です。拠点形成に係る申請に複数参画している者がいる場合、それらの申請は審査の対象外となります。その際、その者が拠点リーダーであるか、拠点形成構成メンバーであるかを問いません。</u> ② 「21世紀COEプログラム」の平成14、15年度採択拠点の事業推進担当者は、平成16年度の申請に参画することはできません。 事業推進担当者： 拠点となる専攻等の構成メンバーのうち当該拠点形成を担う研究者(拠点リーダーを含む)で、拠点リーダーと共同して拠点形成計画の遂行に中心的役割を果たすとともに、その遂行に責任を持つ研究者を指します。 従って、拠点形成計画調書に名目的に名前を連ねるなど実質的な責任を負わない者は、事業推進担当者とすることはできません。